

軽自動車検査協会における軽自動車検査協会年次検査事務取扱規定の一部改正について

内燃機関を有する軽自動車についても、タクシーとしての活用が認められたことについては、当会ホームページ（令和8年6月9日付）にてお知らせしたところです。

今般、当該タクシーに該当する車両については、自家用車活用事業に用に供する自動車（日本版ライドシェア）と同様に継続検査の他、「年次検査」を受けることが定められた（※）ことから、軽自動車検査協会より、別紙のとおり、軽自動車検査協会年次検査事務取扱規定を一部改正されましたので、お知らせいたします。
※以前より、軽自動車タクシーとして認められていた「EVタクシー・福祉タクシー」については、これまでどおり年次検査の受検は不要となります。

<軽自動車検査協会ホームページ>

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程

https://www.keikenkyo.or.jp/Portals/0/files/procedures/etc/nenjikensa_kitei2.pdf